

産業廃棄物処理計画書

2022年4月14日

大阪府知事 殿

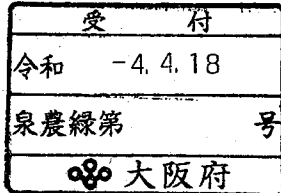
提出者

住 所 東京都千代田区大手町1丁目3番2号
経団連会館

氏 名 住友林業株式会社
代表取締役 光吉 敏郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-3214-3261



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	1. (株)日新 大阪支店 泉北倉庫課 忠岡第1倉庫他 2. 藤原運輸(株) 大阪支店 泉北物流部 3. かねひさ(株) 4. 商船港運株式会社 大阪事業部
事業場の所在地	1. 大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目7番地2他 2. 大阪府泉大津市汐見町107番地他 3. 大阪府岸和田市木材町9番2号 4. 大阪府泉大津市汐見町107-1
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	53:建築材料、鉱物、金属材料等卸売業
②事業の規模	年商：1,385,930百万円（連結）
③従業員数	21,254人（連結）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (2021年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	排 出 量	1,318 t	7 t
	(これまでに実施した取組) ・サプライヤーに省梱包を依頼。 ・比較的梱包材使用の少ないコンテナ輸送の利用促進。 ※2019. 4. 1~2020. 3. 31実績		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず 輸入合板梱包材	廃プラスチック類 輸入合板梱包材
	排 出 量	1,318 t	7 t
	(今後実施する予定の取組) ・サプライヤーに省梱包を依頼。 ・比較的梱包材使用の少ないコンテナ輸送の利用促進。 ・梱包用バンドを有価物で取引される素材 (PET) などに移行。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・輸入合板の梱包の開梱作業時に発生する廃棄物の分別の徹底。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 予定なし。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(2021年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし。		

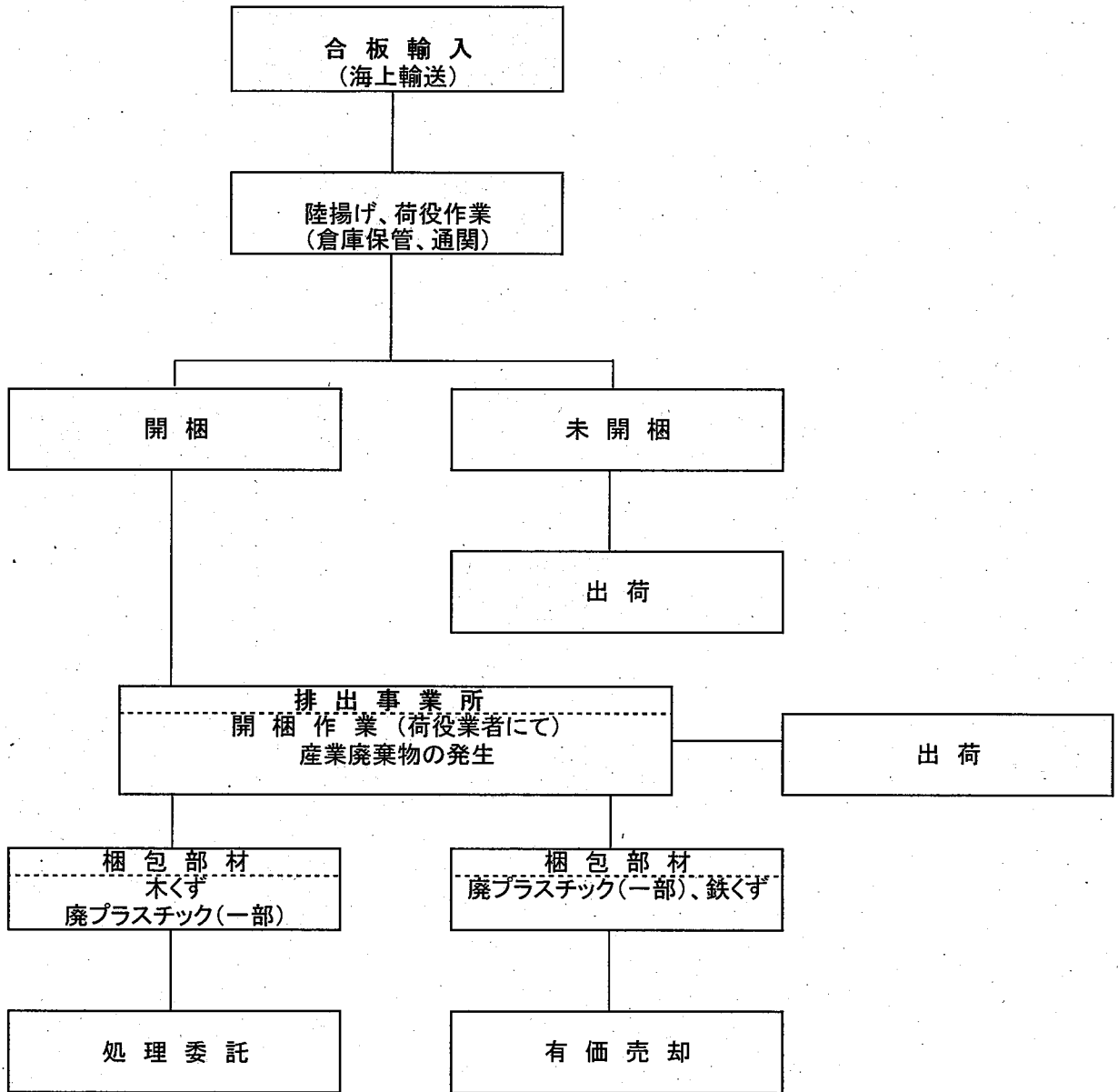
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(2021年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	全処理委託量	1,318 t	7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1,318 t	7 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
(これまでに実施した取組) ・平成23(2011)年8月1日より電子マニフェストを導入しスムーズな排出量把握が可能となった。			

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
②計画	全処理委託量		1,318 t	7 t
	優良認定処理業者への処理委託量		0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量		1,318 t	7 t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年8月1日より電子マニフェストを導入し、排出量の管理、把握を適時行っている。今後は、電子マニフェストを効果的に活用し、排出量の削減とともに運搬量、運搬台数の削減にもつなげていく。 ・委託処理業者に対しては、引き続き、処理状況の現地確認を定期的に行う。 				
※事務処理欄				

(別紙)

[産業廃棄物発生工程フロー]



(別紙)

産業廃棄物 管理体制図

